（消費者庁組織規則の一部改正）

第二条　消費者庁組織規則（平成二十一年内閣府令第五十八号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（食品表示対策室並びに上席景品・表示調査官及び課徴金審査官） **第七条**　［略］ 2　食品表示対策室は、次に掲げる事務をつかさどる。 ［一～四　略］ 五　健康増進法（平成十四年法律第百三号）第六十五条第一項に規定する表示に関すること（同法第六十六条第一項の規定による勧告、同条第二項の規定による命令並びに同条第三項において準用する同法第六十一条第一項の規定による立入検査及び収去の実施に係るものに限る。）。 ［六・七　略］ ［3～5　略］ 備考　表中の［　］の記載は注記である。	（食品表示対策室並びに上席景品・表示調査官及び課徴金審査官） **第七条**　［同上］ 2　食品表示対策室は、次に掲げる事務をつかさどる。 ［一～四　同上］ 五　健康増進法（平成十四年法律第百三号）第三十一条第一項に規定する表示に関すること（同法第三十二条第一項の規定による勧告、同条第二項の規定による命令並びに同条第三項において準用する同法第二十七条第一項の規定による立入検査及び収去の実施に係るものに限る。）。 ［六・七　同上］ ［3～5　同上］

（内閣府の所管する消費者庁関係法令に係る民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則の一部改正）

第三条　内閣府の所管する消費者庁関係法令に係る民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則（平成二十一年内閣府令第五十九号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
別表第一（第三条関係） 健康増進法（平成十四年法律第百三号） 第五十二条第一項及び第五十六条 ［略］ ［略］ **別表第二**（第五条関係） 健康増進法 第五十六条 ［略］ ［略］ **別表第三**（第八条関係） 健康増進法 第五十二条第二項第一号 ［略］ ［略］ **別表第四**（第十条関係） 健康増進法 第五十二条第二項第二号	**別表第一**（第三条関係） 健康増進法（平成十四年法律第百三号） 第二十六条の十第一項及び第二十六条の十四 ［同上］ ［同上］ **別表第二**（第五条関係） 健康増進法 第二十六条の十四 ［同上］ ［同上］ **別表第三**（第八条関係） 健康増進法 第二十六条の十第二項第一号 ［同上］ ［同上］ **別表第四**（第十条関係） 健康増進法 第二十六条の十第二項第二号

備考　表中の［　］の記載は注記である。